

登校許可報告書(保護者等記入)

千葉県立船橋啓明高等学校長 様

令和 年 月 日

年 組 番 氏名

保護者等氏名

下記の疾患は、定められた出席停止期間(下表参照)を終了し、他への感染の恐れがなくなったことを報告します。

疾患名	
診断日	令和 年 月 日
療養期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
医療機関名	

※ 罹患の確認のため、氏名・日付の明記された診療明細または処方箋等のコピーを添付してください。

(自宅で検査キットで検査した場合は、陽性と分かるキットの写真等を添付してください)

※ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は発症日及び解熱日をご家庭で把握し、登校可能日を確認してください。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の疾患につきましては、主治医の指示に従い、必要に応じて再受診の上、登校してください。

【参考】出席停止期間 学校保健安全法施行規則第19条より

疾患名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (発症日を0日とし、発症後6日目かつ解熱後3日目から登校可能)
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで (発症日を0日とし、発症後6日目かつ症状軽快後2日目から登校可能)※「症状軽快」とは、解熱剤を使わず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎筋性髄膜炎、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の感染症(第三種の感染症として扱う場合もある)	医師において感染の恐れがないと認めるまで